

ぐんま元気 (GENKI) な食環境づくりプロジェクト 運営規約

第1章 総則

〔名称〕

第1条 本組織の名称を「ぐんま元気 (GENKI) な食環境づくりプロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)とし、通称名を「SHOKU プロ」とする。

〔目的〕

第2条 本プロジェクトは、以下の健康課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりに取り組むことで、高血圧や循環器疾患等を予防し、県民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

- (1) 食塩摂取量の減少
- (2) 栄養バランスの取れた食事

〔プロジェクトの活動〕

第3条 本プロジェクトは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 本プロジェクトの目標の設定と評価
- (2) 各参画事業者のアクション設定及び取組の支援並びに連携・協働の促進
- (3) 参画事業者による事業の実施の支援
- (4) 県民、事業者向けの情報発信
- (5) 食環境づくりに資するデータ整備等
- (6) その他本プロジェクトの目的に資する活動

〔内部組織〕

第4条 本プロジェクトの運営のため、次の各号に掲げる体制を組織し、活動を行う。

- (1) 事務局
 - ア プラットフォーム、各種会議、行事等の運営に係る事務
 - イ ウェブサイトの運営、広報に係る事務
 - ウ その他必要と認められる事項
- (2) ぐんま元気 (GENKI) な食環境づくり戦略会議 (以下「戦略会議」という。)
 - ア 本県の栄養課題と方針の検討
 - イ 本プロジェクトの実施体制
 - ウ 本プロジェクトの普及・啓発
 - エ 本プロジェクトの進捗状況の評価
 - オ その他、会議の目的を達成するために必要な事項

〔事務局〕

第5条 本プロジェクトの事務局は、群馬県 健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課が行う。

第2章 参画事業者

〔参画事業者の資格〕

第6条 本プロジェクトの参画事業者となる資格は、次の各号のいずれかに該当する群馬県内で事業を行う法人で、本プロジェクトの目的に賛同の上、活動に参画することを希望する者とする。

- (1) 食品製造事業者
- (2) 食品流通事業者
- (3) 外食・宿泊事業者
- (4) メディア
- (5) その他事業者

〔参画の原則〕

第7条 参画事業者は、次の各号に掲げる参画原則に同意し、活動を行う。

- (1) 県が推進する誰もが自然に健康になれる食環境づくりの取組に賛同すること
- (2) 第2条に示す健康課題に対し、アクションを設定すること
- (3) アクションは、ウォッシュ※にならないものとする。

※「ウォッシュ」とは、消費者等への訴求効果を狙い、表面的な取組、見せかけの取組を行うことをいう。

- (4) アクション設定後、毎年、取組の進捗状況の確認に応じ、アクションプランで設定した実施期間の最終年度には取組結果を報告すること
- (5) 選択したアクション、取組内容及び進捗状況が原則公表されることに同意すること
- (6) 本プロジェクトの取組推進を阻害しないこと
- (7) 反社会的組織・活動に関わりがないこと

〔参画の申請〕

第8条 本プロジェクトへの参画を希望する事業者は、別に定める参画のためのガイドに沿ったアクションを設定し、事務局の指定する方法により申請するものとする。

〔参画の登録〕

第9条 本プロジェクトへの参画登録を希望する事業者は、必要に応じて戦略会議で協議し、群馬県が登録する。

〔参画の標榜〕

第 10 条 参画事業者は、別に定める方式に従い、本プロジェクトの参画事業者であることを標榜することができる。

〔退会〕

第 11 条 参画事業者は、事務局に届け出ることにより、任意に登録を抹消することができる。

2 参画事業者が次のいずれかに該当するに至り、改善要求に応じない場合は、群馬県の判断により当該参画事業者を退会させることができる。

- (1) 本規約その他の規則に違反したとき
- (2) 法令違反等、県民の信頼を損なう行為があったとき
- (3) その他の退会させるべき正当な事由があるとき

〔会費〕

第 12 条 本プロジェクトの会費は、無料とする。

〔秘密保全義務〕

第 13 条 本プロジェクトに関わるすべての者は、本プロジェクトに関する活動を通じて得た秘密保全を要する情報を、許可なく第三者に提供してはならない。

〔個人情報保護〕

第 14 条 本プロジェクトに関わるすべての者は、本プロジェクトに関する活動において知り得た個人情報の取扱いについては、前条の規定を準用する。

第 3 章 雑則

〔補則〕

第 15 条 この要領に定めるもののほか、本プロジェクトの運営に必要な事項は、必要に応じて戦略会議に協議のうえ群馬県が定める。

附則 この規約は、令和 8 年 7 月 2 8 日から施行する。